138
68

京　寶晋齋永機首書
浪花　あーの九家貞英校合

旅のかすゑ

晋其角筆

其角堂藏版

東京山人文

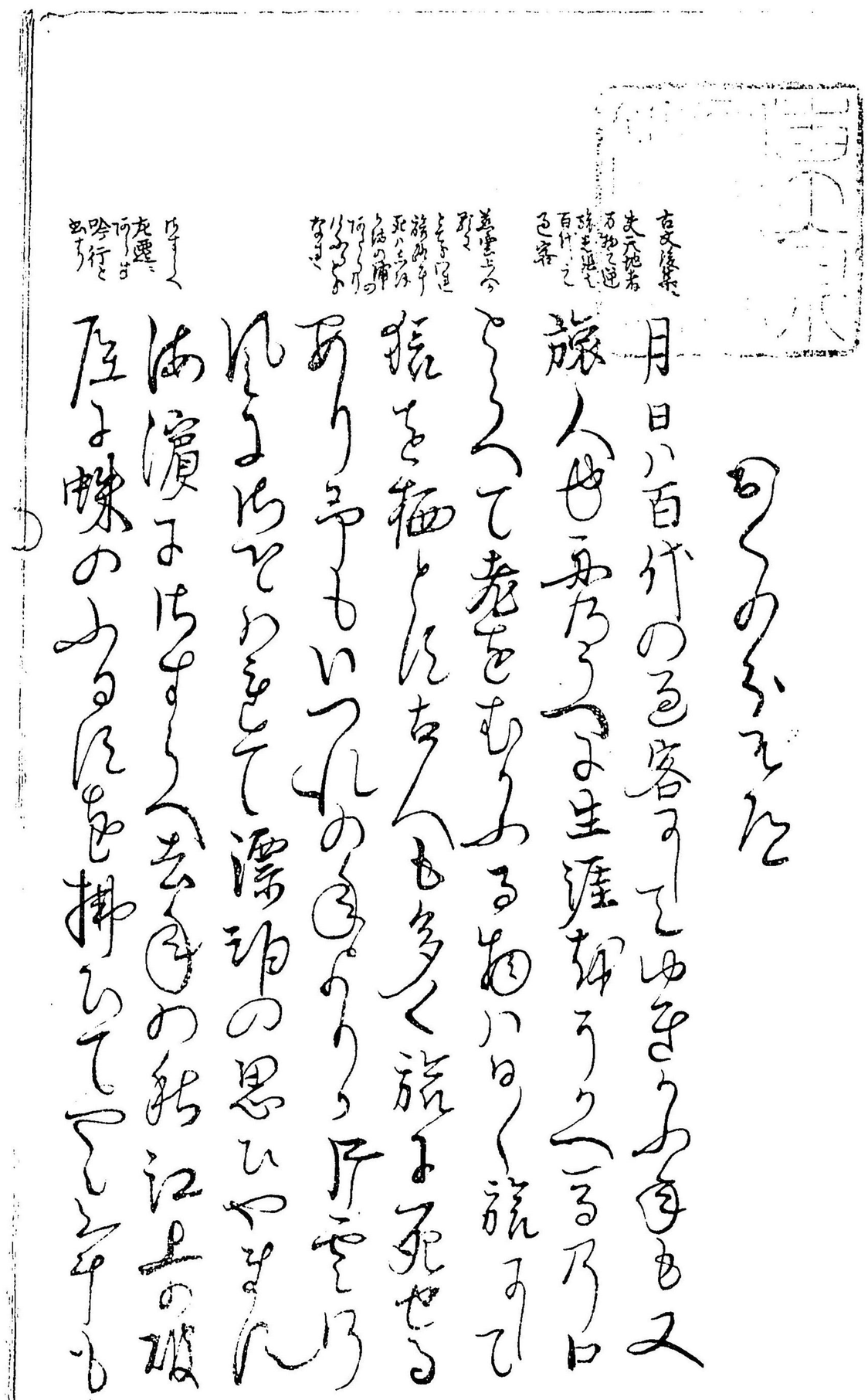

古文後集
史元地者
百物を通
該生涯も
百付いて
る客

義雲上の
形く
もの宿
旅の中
死ハ
名の庵
ひとりよ
なき

はるく
九里、
吟行と
出たり

月日ハ百代の過客にして行かふ年も又
旅人也舟の上に生涯を浮うかべ馬の口
とらへて老をむかふる者ハ日々旅にして
旅を栖とす古人も多く旅に死せる
あり予もいつの頃よりか片雲の
風に誘はれて漂泊の思ひやまず
海濱にさすらへ去る年の秋江上の破
屋に蜘の古巣を掃ひて暫くこの年も

京寶晋齋永機首書

浪花 ゆの丸家貞英校合

旅の記

晋其角筆

其角堂藏版

東京都立中央図書館

古文後集 史記抜萃 方外之遊 旅を思ひ 百代の過客

月日は百代の過客にして行かふ年も又旅人也舟の上に生涯を浮かべ馬の口とらへて老を迎ふる者は日々旅にして旅を栖とす古人も多く旅に死せるあり予もいつの頃よりか片雲の風に誘はれて漂泊の思ひやまず海辺にさすらへ去る年の秋江上の破屋に蜘の住家を掃て

芭蕉翁の別号

芭蕉翁の庵の別名

芭蕉翁の句

芭蕉翁の句

[illegible]

[illegible]

[illegible]

はるやうなる八嘗魚乃国八洞
是を矢立の初めとして行脚はじまる
[illegible]八の子
[illegible]
[illegible]
[illegible]

出見の尊生れ給ふ事
みなもとの事
実八時の
実方朝臣
世の人
世の人
世の人

荒はあれ世は安堵の栖穏なる
牡鹿多く蓼穂乱れ
あらぬ世とて青葉若葉の日の光
星霜山ひとしくして雪いまだ白
残れる　洞を出て芭蕉
のうらみを新たにして帝王の野水の労
なりしく松島象潟の眺め
ともを忘れひとつ羈旅の難を

いとはしとしられぬ愛を残して是
より奥山のかさなりの二字力なきに
北余町山を登て絶壁岩洞の頂より
飛流千百尺千歳の碧潭をおちて岩
屋をうがち底なきかとうたがはしめ
たり

志ひくハ風ふきて雲の和
那須の黒羽とりあへずこゝを

此頃まうてたる直江をうくとんを
一村をてたりて雨ふりうて農夫
の家なる一夜てうて四れを又此中をう
をてこよ此頃の馬ふり仲刈なのこと歌き
よれて野まとりつもにちをふ情きうぬ
あいあるまいてまうす此此八紙摺
よりれてうぬ此旅人のたかうぬ
なやうれてきるのうを屋をよてるか
のつぬとりはをちいきものかり

（傍注：をのこ西八ふ／定家卿の歌八山里／紅葉の歌）

独一人の孤をきてうる独八小姫ようを名を
四ようと云けるなれたやうれた
りたのとは八重桜ものを名ふ
やてて人里ようを乃しを鶯毒り
ぬ
ふてぬの鶯ハ論ふる八毒のようを音
るこひてのるの紙ひ日紙ひてせ
を平枕四ちう朔夕鶯とふ
自の家をも使して親屋のようも招き

（傍注：陸奥八大関家の城代之男也／陸奥る磐城／奥の浜ひ／ち鶯／ふ／風土記）

日吉神社の社殿を造営して大造物の跡を一見致したの儀に
付て玉屋の前の古墳をとられより八幡宮の跡を新
問ありて八幡國氏邸に八幡宮ともに
志賀の里に遷座致すべ
旨被光明寺と云ふ寺を建立の儀
の儀

氏邸
春日明神
共市氏邸八
春日明神
社殿
役行者
一面の
三尊
石
右
社の
神力を
いのりこと
力と一
人々の
信心
神願
沿川
右
社みの
信心
石
右
社の
信心
石
右

役行者の一面の三尊石
右社の社殿
神力をいのりこと力と一人々の信心
神願沿川
右社みの信心
石右社の信心

行者堂を毎年造営
有山より正法寺を遷
宮
の儀

そもそもの五尊の中の
むすめ
両所
と私の家にて岩より出
明神の事
きこと人

[illegible]

[illegible]人多く[illegible]て[illegible]

[illegible]山[illegible]なくなるけ[illegible]

谷に[illegible]松杉[illegible]く[illegible]

可月の天[illegible]十[illegible]

[illegible]を[illegible]て山門[illegible]

の[illegible]の[illegible]石

上の小菴岩[illegible]

[illegible]所の死[illegible]の石室[illegible]

[illegible]

雲岸寺十景
玉机峯
玲瓏石
水分石
竜雲洞
十梅坡
子文岩
竹林塔
海岸寺
琵雪寺
[illegible]

[illegible]人宋[illegible]の[illegible]寺峯と法山居[illegible]て生涯出す
法雲ハ石室[illegible]馬[illegible]を[illegible]峯を[illegible]

不[illegible]

と[illegible]

殺生[illegible]

中口付の[illegible]

[illegible]

[illegible]

あはのくにハ
田の野とのゝ
其のはゝ
はなのみをいふ
とりはゝ
つゝ

田てへて立てゝ
四ゝ
のとなりて

白川の関ハ
三関の道
奥四郡
三関とハ
文殊の
清水
白川の関
都をハ
白川の関
伊勢
はなの
山の名
ゝ
ゝの原
三関の
関の
関を
関の
関の
関の

一生枝をもたらす色木を
用ひるもの多し世人の
るを新宅をもつて立里とす椿は
の宿をもつぱらとして防ぐ
所は沼毎に多し刈て
まを出すあるいつまの葉をたれ
かつとくいるとしてはの
ものをもつぱらとする沼をもつぱら

日和田村入口
東海道と京
道の分れ
ほとの沼の
沼

とかつてとるとて日をよ
のもとにのりをもつて二本松より石をもつて
黒塚の岩てん 福島よりやとる
のりをもつてもつぱら石をもつて
恐の星よりを山陰のかつ星より石をもつて
土より地てをもつて星の石をもつて
けるもしくは山乃上よりはしを使ふ
人の麥竹をもつしてけ石を詩作
るくてはなるつまる岩とも石の面

世紀の
宝方の
のさまの
なるの沼の
花のつくこと
いつのかつ
るをも常
の星八
引もとも
ものもの
こと

ものの
の
男塚
思ふ
いつて
はとから
き来盥

下り給ふ
日出る
日没る
月の橋の長一町を渡て川の上とかや宿
みち佐渡庁の旧跡也尼乃山を二里
半ばかりゆて飯塚の里鶴賀と
ゆうてあるく沙弥山といふ大平の
踊なと有所より是元国司の旧館なり
人の国中なるゆへ国なるゆへ
あるくりの吉寺と家の石碑を
中ゆく二人の女の
おのの世なれ人つるの家
猶之御の石碑と遠ゆ何屋寺と入て
其内に入こと義経の乃奥ゆ笈を
とめて什物とす
笈の長さ五尺五寸なれ安陽
五月なれ共こゝ飯塚に
ゆく温泉に入湯して宿をとる
主人と英を

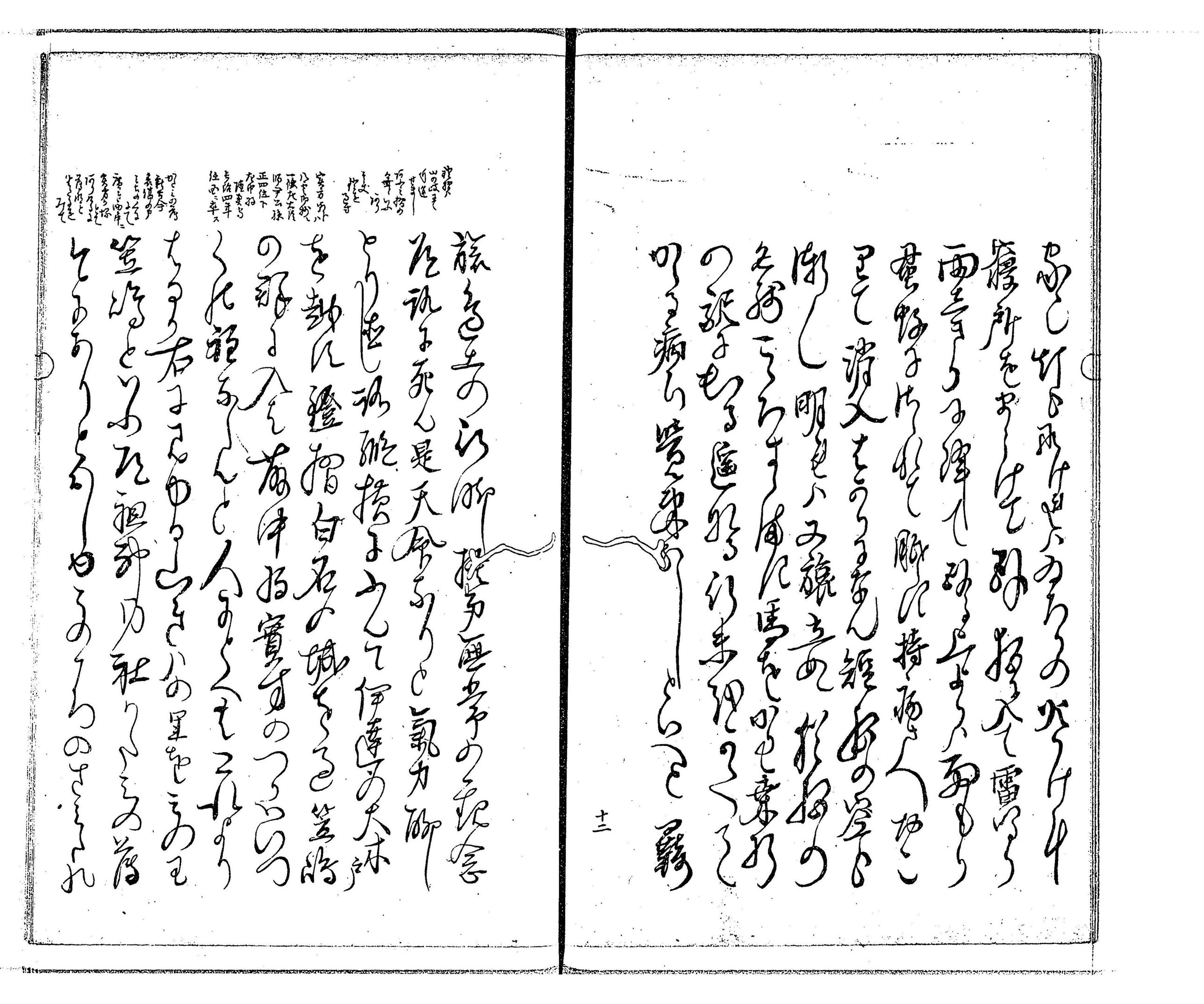

[illegible]

[illegible]

[illegible]

笠置のいつさとの色ゝに

岩沼の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十度のまもりを固て西をそなへ

けるなり

壺碑　市川村多賀城

つくりなしたる石碑高六尺余横三尺ばかり

苔をうちてあり字数四維不明

の動をもちゐたる城神亀元年按察

使鎮守府将軍大野朝臣東人之

所置也天平宝字六年参議東海道

山道度使同将軍恵美朝臣猶修造

而十二月朔日[illegible]聖詔[illegible]

[illegible]

[illegible]

記念と眼あらはれ今の世を風より
聊の一法なる今日の保羅旅の労苦を
はるかなるかなるもかつてなきかくく
るれよりの西田のむ川伸の石をもらひ
まの松ひいはもとを過てあるの手をて
りかちひしてこれ墓なりて松を限
松を車もちもの来も松らるもと
世もあるもの松をもつてはるもの
つまるものもの今日の松の砂

世の中人の
偽こそ
はかの
つまて
偽ら
古代

世の中人の偽こそはかの母のつまて偽ら古代
色のあるもつまて有ら
もとのあるもの
もとれていとこれの夜高に砂
の松色をもとして
切るもの
に尋ひら
ひるもて松色
ひ
古代

地蔵菩薩の石像国守再興せしに
[illegible]
[illegible]
玉垣を新たに
[illegible]
[illegible]
吾郷の風俗なり
[illegible]
[illegible]
文治三年和泉三郎寄進とて五百
[illegible]

[illegible]の面は

[illegible]
土地住名とする[illegible]誠人[illegible]
[illegible]
日既午[illegible]舟をもって[illegible]
甚だ二[illegible]余[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

七[illegible]の額に原道の操義名を従之

湘江
東南より[illegible]入て[illegible]中三里[illegible]

の所をうつして歌をよみて
歌ものの天をうつしたる小屏
風にうつしたるをうつしたる
てたなかりしを右の連の員にもたる
もの見給ふ事なれば
濃よりおくれ侍りて屏
風にかきて
宿
宿り
次遠の条
曲をのうつしたる其ゝ
義人の歌を絵ちとや
かうなりの音大やまとのうたを

やまとの国
摂津河内
生駒郡
伊東祥長

はうつしたる屏風の天にいつかの人々を
揮毫をうつしたる
屏風にうつしたるをうつしたる
島屏風にうつしたる師のお宣の歌を
ちりぬるいろはの色をうつしたる
もみぢしたる為松尾
とうもろこしの所をうつしたる
ちしいれうつしたるをうつしたる
とうもろこしの所をうつしたる

屋のかうをうつ
れたる宮をうつしたてまつる
その中に松殿の
御方の心地
松殿
戸口に
四方をうつて
原安商
らの儲をうつ

四月
十一日
朝の
よりて七堂
りて
十二日

雜色黃蕊の中に入りたるもの
孫を生ずと云ふ
草を生ずと云ふ
蕊を見ると云ふ
聖武皇帝天平二年
二月の事なり
金を獻ず
百濟集
大佛あれ
よりこの
時代
そこなる
そこなる
山の
こそ
立つ山
高
見

山陽より數百の迴船入る
つくしの人高砂を望みて
立つ山
見る所
高
見

神の
ひろ
神の
ひろ
神の
ひろ

元河内国の城をめぐりて館のあり
大内の義康卿の旧跡は元の国
を伝て南部に居りしを康
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五月雨のふりぬるを見堂

南部に越えて岩手の里に

泊る小屋後の山のふもとを

この間より扉をおしてこの

の国にくだりぬ旅

ものの関守にあやめて問

関をこえて出羽の国に

入る

対人

九傳と

主安房
種山の法
一名高
山東西十

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山形領ゑ立石寺といふ山ゑのうゑ
ゑ山の元墨すゝ
ゑ風景の地ゑり一
ゑすゝゑのすゑるゑゑて
ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ
ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ
ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

もとの門のみちをたどりて二所をおが
まんとこころざしこの事をもとめたづね
給へども大岩川中に出給へり
酒田のほとりに入たる山高しかの
中に無名の滝見まほしけれども
やうやうとしてふしぎの白糸の滝を
おがまんとこころざしまくるみちにて仙人堂山を
見ながらして立ち帰りぬ
五月雨をあつめて早し最上川

六月三日羽黒山のふもと岡山西光寺
とまりぬ
阿闍梨の方に湯殿の谷の宿に合
憐愍の情こまやかなるもてなし
五日雨降る
五日雨降る
いつもの代の人とともにたどりて
喜多の羽黒山の神社を参詣
黒のうるを里山とぞ羽黒

星山を羽黒山とする
説もあるが烏の毛羽をはめ
貢ぎ献ずるとは紀行にもある
月山湯殿山を合して三山と称する寺
社が多く屬して天台宗の
別当を勤めて修験者が多く
郡人貴ぶ霊山霊地の
[illegible]

中略

八月十日出羽国を発して
中宿を過ぎて
[illegible]
[illegible]
[illegible]
日月の行くを留め入るを惜しむ
息絶えて頂上に日没して
月既に笹を漏れ雲霧を払ひて
四望開け始めて海を
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

色又ハ白い[illegible]と[illegible]ハ勝を容
て[illegible]のくもしたる[illegible]
事毎日[illegible]
爲隆の[illegible]舟を[illegible]
舟場の[illegible]三年出[illegible]
古[illegible]の[illegible]舟を[illegible]
[illegible]の老木西[illegible]
あり[illegible]陵[illegible]
[illegible]を千滿殊寺[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

地勢幽邃なるかゆゑに

高低の雨ふる西施のなみだ

汐干の夜や嘉時の涯也さて

みちのく

遠くや新潟の湊

[illegible]

岩上のこの巣をとる

[illegible]

酒田の湊は日和もよくて小陸にかゝる

ものゝ遠くて酒をはこぶ

[illegible]加賀の府まで百姓家とゝく嵐

の風をうけて船頭のなよ竹

[illegible]

いと日は暑ふる暑湿の気に神経

[illegible]病毒

[illegible]

酒田の医師 細川正隆 俳号 [illegible]

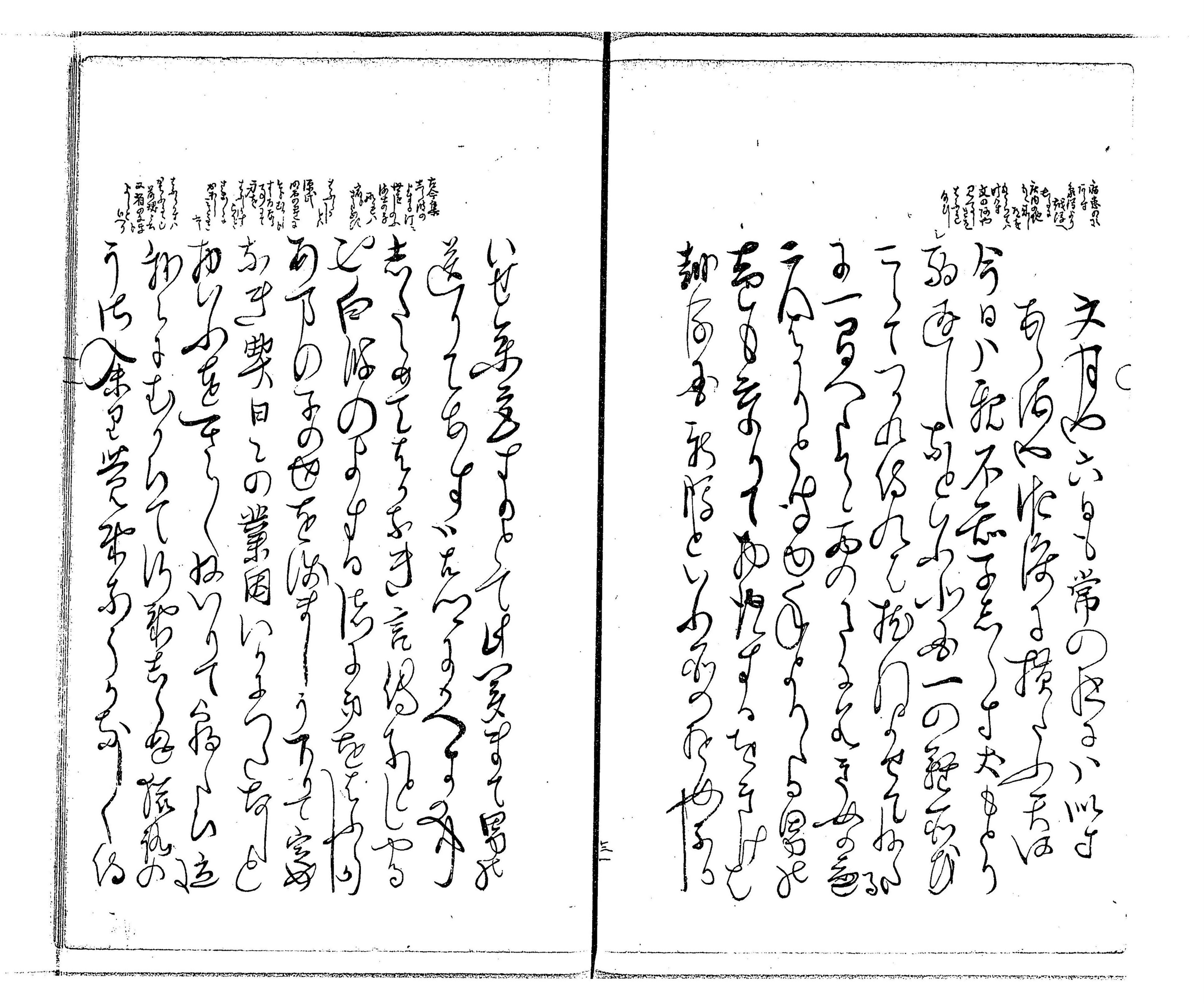

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一家より[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右

何某

實

花山院
十九才
堂

堂より花山院迄三丁の先根ばけ
大木の倒て居る大なる倒て居る
しばらく那谷組の二丁程
奇石出る
堂より古松
堂の小堂
那谷の土地

百番集
白根ト
フキカヤト
清馬ヨ

石山の石より白根
温泉ゟ沿ひ基切石

山伏ハ三日ハ湯の日

[illegible]

小童ハ御堂ニ[illegible]

貞室ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

判官の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

所の名を思ひ出すもの
あるもあれども仏名を唱へ
と陳ぜるものもあり
而して高山に高山
九 五十四日立て永平寺を発す道元
禅師の門弟
高山陸奥に於て遺
骨ゆゑ
福井ハ三里ゆゑ

もの沢山
等級ハ道元禅師名号ふ
等級といふもの
ものに比べて
あるといふ者
乃至人員
板金にて
引入て
のもの小菊より
ものにして
ものあり

[illegible]

源氏夕顔の巻を見て

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の四郎[illegible]より[illegible]に仲哀天皇
の御[illegible]し[illegible]をもつて[illegible]
[illegible]月の[illegible]おまつの白砂
[illegible]を書る[illegible]
二世の[illegible]大[illegible]
[illegible]
きかハ[illegible]
古例[illegible]
為[illegible]
[illegible]を遊行の砂持とす

[illegible]
[illegible]
十五[illegible]
[illegible]
十[illegible]晴[illegible]
[illegible]と程の[illegible]
[illegible]天[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

跋

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一般ハ其を[illegible]
[illegible]
[illegible]
百般の情を盡す

[illegible]
只[illegible]
[illegible]

元祿七年　初夏　素龍

元祿十年　甚角子
於大阪旅庵の下校合す

138
68

梵網経菩薩戒本経序

[illegible]仙命[illegible]指[illegible]慶用[illegible]觀
[illegible]俳徊佛[illegible]
[illegible]
二百年[illegible]
筆[illegible]一[illegible]

明治十七年[illegible]

晉永機

其蘭堂編輯書目

終文八百數	四冊	俳諧[illegible]章	二冊
叢句五百題	四冊	同 月[illegible]詩集	二冊
彩花摘	二冊	彩顯三百[illegible]集	二冊
		俳[illegible]	一冊

明治十八年二月九日[illegible]届
同年三月出版

出版人 晉永機
東京師都小海村字[illegible]地
發兌 松崎半造
[illegible]中区[illegible]河[illegible]十九号地

[illegible]木美都留刀

138
68

東京圖書館

冊	號	架	函	類	門
				理	書

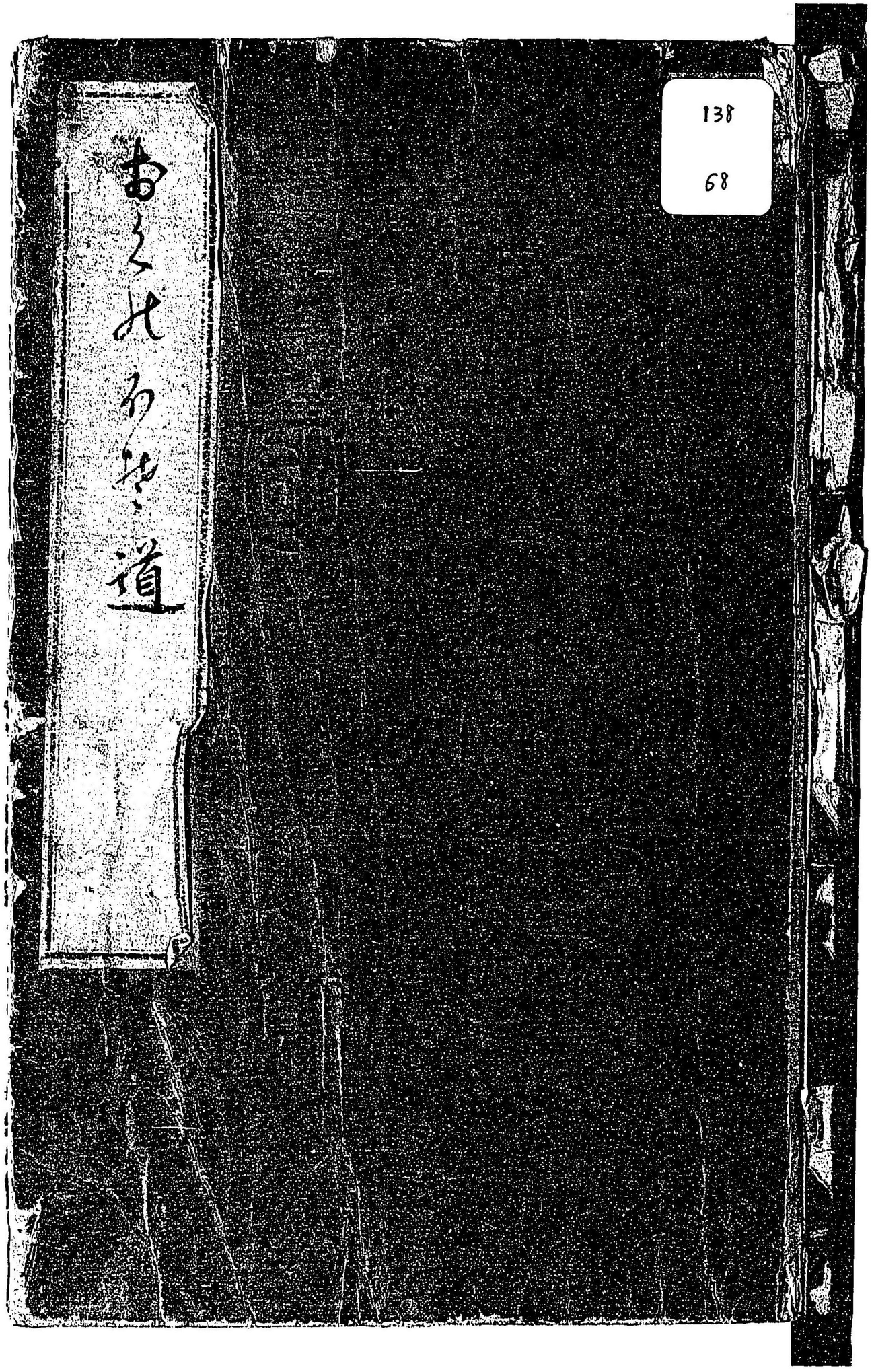

095917−000−2

138−68

おくのほそ道

松尾　芭蕉／著

M18

DBR−0142